

習志野市認定こども園運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認定こども園の健全な運営及び児童の教育・保育の内容の向上を目的とした、認定こども園運営費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、習志野市補助金等交付規則(平成20年規則第12号。以下「交付規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)第17条の規定により千葉県知事の認可を得て設置されている法第2条に規定される施設で、子ども・子育て支援法第31条第1項に規定される確認を受けたものをいう。
- (2) 幼稚園型認定こども園 認定こども園の認定の要件を定める条例(平成18年千葉県条例第64号)に規定される幼稚園型認定こども園で、子ども・子育て支援法第31条第1項に規定される確認を受けたものをいう。
- (3) 基本保育分 次に掲げる区分に応じ、それぞれに原則として定められている1日につき8時間の保育の実施に係る費用をいう。
 - ア 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)第9条
 - イ 幼稚園型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年7月31日号外内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第2号。以下「認定こども園基準」という。)第8
- (4) 特別保育分 基本保育分以外の保育の実施に係る費用をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、幼保連携型認定こども園にあつては法第9条、幼稚園型認定こども園にあつては認定こども園基準第5の規定により教育及び保育を実施している認定こども園を設置する者とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象事業、補助事業内容・対象経費及び補助基準額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、補助金の額は予算の範囲内において市長が定める金額とし、千円未満は切り捨てるものとする。

- (1) 基本保育分 基本保育分に係る事業内容・対象経費及び補助基準(別表第1)に定めるところとする。
- (2) 特別保育分 特別保育分に係る事業内容・対象経費及び補助基準(別表第2)に定

めるとおりとする。

(3) 前2号に定めるもののほか助成対象とする費用 その他分の事業内容・対象経費及び補助基準(別表第3)に定めるとおりとする。

(4) 補助金の額は、次項で規定する方法で算出した各補助対象事業の補助額を合計した額とする。

(5) 各補助対象事業の補助額は、補助基準額と、補助基準額に定められる単位(年、月及び回のいずれか)の補助対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額とする。

- 2 前項の規定により補助金の交付の対象となる事業のうち、習志野市幼保連携型認定こども園設置及び運営に関する基準及び習志野市幼稚園型認定こども園設置及び運営に関する基準(以下「市基準」という。)において配置すべき職員の数が定められているものについては、その数の職員を配置していなければならない。

(交付の条件)

第5条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために、次の各号のとおり条件を付するものとする。

- (1) 関係法令等に従い、適正な施設運営を行うこと。
- (2) 補助対象事業に係る収支予算書、事業計画書、決算報告書及び事業報告書を事業完了後5年間保管しておくこと。
- (3) その他市長が必要と認める条件

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、次の表に定める区分に従い、習志野市認定こども園運営費補助金交付申請書(別記第1号様式)を当該年度の3月末日までに市長に提出しなければならない。

区分	補助対象期間
第1期	4月から9月まで
第2期	10月から3月まで

- 2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第1号に掲げる書類については、当該年度2回目以降の申請の場合で、内容に変更がないときは省略することができる。

- (1) 習志野市認定こども園運営費補助金交付申請に係る基本情報(別記第2号様式)
- (2) 習志野市認定こども園運営費補助金補助額一覧表(別記第3号様式)
- (3) 習志野市認定こども園運営費補助金支出額内訳書(別記第4号様式)

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、習志野市認定こども園運営費補助金実績報告書(別記第5号様式)に前条第2項第2号及び第3号に規定する書類及び実績報告に係る添付書類一覧(別表第4)に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が認めるものについては、前条に定める交付の申請(この項の適用を受けようとする旨を記載したものに限る。)及び実績報告に係る添付書

類一覧に定める書類の提出をもって実績報告に代えることができる。

(交付の特例)

第8条 市長は、概算払により補助金を交付することができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月30日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月27日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、改正後の幼保連携型認定こども園運営費補助金交付要綱別表第3の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月27日から施行し、令和2年1月16日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月16日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月2日から施行し、令和2年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に改正前の習志野市認定こども園運営費補助金交付要綱の規定により作成された様式については、この要綱の施行の日以後においても当分の間、使用し、又は所要の修正をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年1月17日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に改正前の習志野市認定こども園運営費補助金交付要綱の規定により作成された様式については、この要綱の施行の日以後においても当分の間、使用し、又は所要の修正をして使用することができる。

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年11月28日から施行し、令和6年4月1日から適用する。